

ごみ散乱防止重点地域設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、蒲郡市空き缶等ごみ散乱防止条例第 13 条に規定するごみ散乱防止重点地域（以下「重点地域」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点地域)

第 2 条 重点地域は、ごみの散乱の著しい地域又は良好な環境を特に保全する必要がある地域等を関係機関及び関係団体と協議し指定するものとする。

(公表の方法)

第 3 条 重点地域の公表は、蒲郡市公告式条例に準じ、蒲郡市役所掲示板に告示するものとする。

(重点地域内の施策)

第 4 条 重点地域内の施策は、条例第 7 条の規定に定める実施計画により実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。